

令和2年度 危険物取扱者保安講習会案内

〔申請書受付期間 8月3日(月)～14日(金)〕※前期・後期とも同時受付

高 知 県
高知県危険物安全協会

この講習会は、消防法第13条の23の規定により、危険物取扱者に義務付けられた講習です。

1 講習の実施者

高 知 県

2 講習の対象者

危険物取扱者免状を有し、現に製造所等において危険物の取扱作業に従事している方は、規定の期間内に受講しなければならない義務があります。(危険物の規制に関する規則第58条の14関係)

定められた受講期限に該当する方は、原則として下記の(1)、(2)又は(3)のとおりです。

- (1) 継続して危険物取扱作業に従事している場合は、平成29年度以前（平成30年3月31日以前）に講習、又は免状の交付を受け、以降一度も受講していない方。
- (2) 新たに又は再び危険物取扱作業に従事することとなった方は、従事することとなった日から1年以内にこの講習を受けなければならない。
- (3) 上記(2)に該当する方のうち、従事することとなった日の過去2年以内に講習又は免状の交付を受けた方は、その受講日又は交付日以後における最初の4月1日から3年以内にこの講習を受けなければならない。

※現在、危険物の取扱作業に従事していない場合は、受講の義務はありませんが、免状所持者であれば希望者は受講することができます。

3 講習日時及び場所

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、各会場の受入人数を制限する必要性から、本年度の講習会は2期に分けて開催します。給油取扱所を対象とした講習のうち、9月3日のみ午後も開催予定となっておりますので、申し込みの際はご注意ください。

【前期日程】

場 所	講 習 日	対 象 者	時 間		定 員
安芸市消防防災センター 安芸市西浜190番地1 (安芸市)	8月21日(金)	給油取扱所	午前	9時～12時まで	40人
		その他	午後	13時～16時まで	40人
高知県庁内正庁ホール 高知市丸ノ内1丁目2-20 (高知市)	8月25日(火)	給油取扱所	午前	9時～12時まで	60人
		その他	午後	13時～16時まで	60人
	8月26日(水)	給油取扱所	午前	9時～12時まで	60人
		その他	午後	13時～16時まで	60人
	8月27日(木)	給油取扱所	午前	9時～12時まで	60人
		その他	午後	13時～16時まで	60人
中土佐町民交流会館 高岡郡中土佐町久礼6584 (中土佐町)	9月1日(火)	給油取扱所	午前	9時～12時まで	32人
		その他	午後	13時～16時まで	32人
四万十市立文化センター 四万十市中村桜町2-1 (四万十市)	9月2日(水)	給油取扱所	午前	9時～12時まで	32人
		その他	午後	13時～16時まで	32人
	9月3日(木)	給油取扱所	午前	9時～12時まで	32人
		給油取扱所	午後	13時～16時まで	32人

【後期日程】

場 所	講 習 日	対 象 者	時 間		定 員
高知県立人権啓発センター 高知市本町4丁目1番37号 (高知市)	10月20日(火)	給油取扱所	午前	9時～12時まで	60人
		その他	午後	13時～16時まで	60人
	10月21日(水)	給油取扱所	午前	9時～12時まで	60人
		その他	午後	13時～16時まで	60人
	10月22日(木)	給油取扱所	午前	9時～12時まで	60人
		その他	午後	13時～16時まで	60人
中土佐町民交流会館 高岡郡中土佐町久礼6584 (中土佐町)	11月9日(月)	給油取扱所	午前	9時～12時まで	32人
四万十市立文化センター 四万十市中村桜町2-1 (四万十市)	11月10日(火)	給油取扱所	午前	9時～12時まで	32人
安芸市消防防災センター 安芸市西浜190番地1 (安芸市)	11月13日(金)	給油取扱所	午前	9時～12時まで	40人

- (注) 1 「給油取扱所」とは、給油取扱所の施設に従事している方を対象にしています。
- 2 「その他」とは、給油取扱所・コンビナート以外の施設に従事している方を対象にしています。
- 3 「給油取扱所」の方が「その他」、「その他」の方が「給油取扱所」の講習を受講することはできません。
- 4 各会場の定員は、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況により変動することがあります。定員に達した場合は、講習日が希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。

4 受付手続

- (1) 受講申請書の請求先 各消防本部・署又は県消防政策課内 高知県危険物安全協会に置いてあります。(申請書を郵送で請求される場合は返信用封筒(切手120円を同封)を送付してください。)
- (2) 受講申請書の受付期間 令和2年8月3日(月)から8月14日(金)まで
前期(8～9月)・後期(10～11月)とも上記の期間に受付します。
受付時間は、平日の8時30分から17時15分まで(土曜日・日曜日、祝日はお休みです)
※会場に人員の余裕がある場合は、締切後も受付します。
- (3) 受講申請書の提出先
(〒780-8570) 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県消防政策課内
高知県危険物安全協会
- (4) 受講料4,700円(受講申請書に高知県収入証紙を貼付してください。)
(注) 申請書の受付時で、高知県収入証紙の割印後は、特別な理由があると認められた場合を除き、受講料・提出書類等の返却はできません。
- (5) 申請に関する注意事項
- ・申請書の「講習の日」の欄には「第1希望」と「第2希望」を必ず記入してください。「午前」と「午後」の希望別と、「給油取扱所」と「その他」の対象者別も必ず記入してください。
 - ・申請受付(到着)順に受講日を決定します。第1希望の日(時間帯)が定員に達した場合は、第2希望に振り替えます。
 - ・受付期間の初日までは受付はできません。それ以前に到着した申請書は、受付期間の3日目以降に受付をします。
 - ・郵送の場合は、申請書のはがき部分(受講票)は切り離さず、切手欄に63円切手を貼付して、封筒に入れて送付してください。受講票は受付後に返送しますので、住所・氏名・郵便番号を正確に御記入ください。
 - ・封筒には「受講申請書在中」と朱書してください。
- ※受講票には高知会場の案内図が印刷されていますが、受付時に、ご申請いただいた会場の案内図を貼付します。

5 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための留意点

- (1) 受講される皆様には、講習当日、会場へ入る際の手指消毒、マスク着用等の各自での感染症予防対策についてご協力をお願いします。
- (2) 講習当日に発熱や具合の悪い方、感染症などに罹患し治癒していない方は、来場をご遠慮くださるようお願いいたします。日常の基本的な感染症対策、免疫力を高める体調管理等を心がけてください。
- (3) 講習会場は換気のため、適宜、窓やドアなどを開けます。室温の高低に対応できるような服装には注意してください。

6 講習内容

- (1) 危険物関係法令に関する事項
- (2) 火災予防に関する事項
- (3) 危険物一般の安全に関する事項
- (4) その他

7 その他

- (1) 当日持参するもの

ア 危険物取扱者免状	イ 受講票	ウ 筆記用具
------------	-------	--------

- (2) 受講上の注意

講習の全部を誠実に受講した者には講習の終了者と認め、免状にはその旨を記入し証印します。

- (3) 駐車場について

各会場とも駐車場の準備はしていませんので、公共交通機関を利用されるか、各自会場外の駐車場を確保してください。

- (4) 喫煙について

各会場内禁煙となっておりますのでご注意ください。

- (5) 台風接近や災害、感染症の拡大等の状況により、止むを得ず日程や会場を変更することがあります。この場合のお知らせは、高知県庁危機管理部消防政策課のホームページに前日正午までに掲示します。

URL=<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/010301>

(問い合わせ先)

高知県危険物安全協会 TEL 088-823-9099

(高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県危機管理部消防政策課内)